

ベースアップ評価料について

当院では、医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を図るため、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」（入院の場合は入院ベースアップ評価料）を算定しております。

本評価は、医療現場で働く職員の処遇改善および、良質な医療サービスを継続して提供するために、活用してまいります。

物価対応料について

当院では、物価高騰等の影響を受ける中においても、患者様へ安全・安心で良質な医療を継続して提供できる体制を維持するため、2026年（令和8年）6月より、厚生労働省の規定に基づき「物価対応料」を算定しております。